

(2) 制度概要及び応募方法について

説明会資料 対応ページ	説明文
表紙	<ul style="list-style-type: none">・熊本県庁男女参画・協働推進課の平山と申します。私からは「ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）」制度の概要と応募の方法について御説明します。・お手元の資料はパワーポイントを印刷しております、「ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）制度概要及び応募方法について」になります。前方にも同じ画面を映しております。・では着座にて説明させていただきます。
1 制度概要	<ul style="list-style-type: none">・まず、制度の概要について御説明いたします。・本県では、熊本県を将来にわたって持続可能で活力ある地域にしていくため、地域の様々な課題解決に向けて公益的な活動を行うNPO等の皆さまの取組を支援することにより、それぞれの団体の更なる発展を促進することを目指しています。・しかし、残念なことにNPO等の多くが「資金面」での不安を抱えているという現状がございます。・そこで県では、そうした不安を少しでも解消するため、ふるさと納税を活用した新しい資金調達支援制度、「ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）」を創設しました。・この制度はふるさと納税の仕組みを活用するため、税制面などで寄附者のメリットが大きくなっています。・また、県の支援を得て寄附金募集を行うことができるため、NPO等の皆さまにとっても、寄附金受領証明書の発行や返礼品に関する事務を省力化することができます。
2 制度の仕組み	<ul style="list-style-type: none">・次に制度の仕組みについて御説明いたします。・イラストを御覧ください。・まず、寄附者が寄附申込をする際に、寄附金の使途を「NPO等支援分」とし、特に応援したいNPO等を寄附者自ら指定した上で寄附をすると、県から指定されたNPO等へ寄附額の1/2を交付します。・寄附を受けたNPO等は寄附金を公益的な活動へ活用し、寄附者へお礼状の送付及び寄附金の使途の報告を行います。・最後に、寄附者は確定申告をすることで寄附金控除を受けることができます。・なお、支援の対象となるNPO等は事前に登録された団体に限り、登録を希望するNPO等は県へ応募書類一式を提出し、県の審査を受ける必要があります。

<p>3 応募要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次に、先ほどのスライドでも申しました、団体登録に必要な要件について御説明します。 ・登録を希望するNPO等は、6つの「団体要件」と5つの「活動要件」のすべてを満たす必要があります。 ・まず、「団体要件」は資料にありますように、1つ目に法人格を有していること、2つ目に県内に事務所を置くことを定款又は規約で定めており総会や理事会により団体の意思決定を行っていること、3つ目に事業活動及び決算その他の財務の状況を自らのホームページ、くまもと県民交流館NPO・ボランティア協働センターウェブサイト又は日本財団が提供する公益事業コミュニティサイトCANPANで公開している等情報を広く開示していること、4つ目に10人以上の構成員で組織された団体であること、5つ目が特定非営利活動促進法別表に掲げる活動その他公益的な活動を行う非営利活動団体であること、また、特定非営利活動法人にあっては、同法で定めるところにより事業報告書等の必要書類を所轄庁へ提出していること、6つ目が法人または法人の役員等が暴力団又は暴力団、若しくは、その構成員、若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないことということになっております。 ・また、⑤にあります「特定非営利活動促進法別表」とは、資料の最後にも記載しておりますが、特定非営利活動促進法に掲げられている「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」などの20の分野活動のことです。NPO法人であれば、定款に定めておられることと思います。
<p>3 応募要件 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次に活動要件について説明させていただきます。 ・5つございまして、まず、①次に掲げるいずれかの活動を行っていること。1つは「熊本県の施策と整合する活動を行っていること」、例えば、県の基本的な方針などと整合している活動のことを言います。もう一つは、「熊本県又は県内市町村との協働の実績を有すること」この場合でいう協働の実績とは、計画段階への参画、事業協定、実行委員会・協議会、共催、協働型委託、補助等が当たります。 ・次に②では、県内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること。また、構成員のうち、県内に在住し、活動する者が1人以上いること、③が継続的な活動が見込まれること、④が法令違反、公序良俗に反する活動を行っていないこと。 ・⑤が次に掲げる活動を行っていないこととしまして、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること、特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することということになっております。 ・補足ですが、③の継続的な活動が見込まれることにつきましては、法人運営がある程度安定しており、寄附金を有効に活用できる法人かを、財務的な視

	<p>点からの判断させていただくということにしております。主なものとしましては、例えば、法人の負債と資産の比率、総資産と総負債の比率になりますが、これが100%以上になりますと債務超過となります。また、短期的な支払い能力を有しているかということで、支払い可能期間としまして、総支出を12ヶ月で割りまして、ひと月分が流動資産で確保されているか。また、資源を効率的に活動に投入しているかという視点で、事業比率の50%以上を公益的な事業費に回しているか、管理費が極端に大きくなっていないかということで30%以下の中におさまっているか。このような視点で、継続的な活動が見込まれることというところを見させていただく予定にしております。</p>
<p>4 寄附金の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 続きまして、寄附金の交付について御説明します。 ・ まず、交付額についてですが、寄附者がNPO等を指定して寄附をした場合、NPO等へ寄附額の1/2が交付されます。実際に県からNPO等へ交付する額は、毎年12月末現在の寄附額を上限とし、それと交付対象経費の実費額とを比較して少ない方の額となります。 ・ 例えば、今年の12月末までに、寄附者から全額10万円の寄附があった場合、1/2の額である5万円が交付額の上限となります。それから、令和3年度に事業を実施していただき、実費額が4万円だった場合、4万円が実際の交付額となります。 ・ また、NPO等が希望する場合は、寄附のあった年度の翌3年度まで、寄附金の交付を留保し、翌年度以降にまとめて交付を受けることができます。 ・ 次に、寄附金の交付対象事業、すなわち寄附金を利用することができる事業は、NPO等が行う公益的な事業であって、県民の便益につながる事業であること、構成員のみを対象とする事業でないこと、ウ 宗教的・政治的活動のための事業でないことのすべてに該当する事業です。 ・ 交付対象経費は、交付対象事業の実施に係る経費のうち、法人運営上の経常的な経費、いわゆる管理費以外の経費について広く認めることとしております。
<p>5 応募から寄附金交付までの流れ（予定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 続きまして、応募から寄附金交付までの流れについて御説明します。 ・ 応募から寄附金交付までの一連の流れは図のとおりです。 ・ まず、8月14日までに団体登録の応募をしていただき、団体登録決定後、ふるさと納税サイトに掲載します。掲載するための原稿等は法人で作成いただきます。 ・ 寄附金の募集は9月末頃からを予定しており、寄附の受付状況は随時県より通知します。寄附を受けた際には、適宜、寄附者へお礼状の送付を行っていただくこととなります。また、当制度を活用し寄附金を募集していることについては、団体自身で積極的に広報を行ってください。 ・ 翌年度の4、5月頃に事業計画書や収支予算書など、寄附金の交付に係る申請を行っていただき、内容が適切かを県で審査の上、交付決定の通知を送付

	<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付が決定したら、県へ提出した事業計画書に基づき事業を実施していただくことになります。基本的に寄附金の交付は事業完了後ですが、必要と認められる場合は、事業完了前に一部概算払いにてお支払いすることもあります。 ・事業が完了したら、速やかに事業の実績報告を行ってください。交付額の確定後、寄附金の請求をしていただき、交付となります。 ・詳しくは、本日配布しております、資料の、登録団体募集要項の「5 応募から寄附金交付までの流れ」をご確認ください。
6 応募書類	<ul style="list-style-type: none"> ・最後に応募について御説明いたします。 ・応募に必要な書類は①熊本県ふるさとくまもと応援寄附金「被支援NPO等」登録申請書、②団体の定款又は規約、③誓約書、④直近3カ年の事業報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの、法人設立3年未満の法人については法人設立後からのものになります。⑤総会や理事会等において意思決定が行われていることが確認できる資料（議事録等）、⑥役員名簿（氏名、生年月日、住所の記載があるもの）、⑦構成員10人以上の名簿（氏名、住所の記載がされたもの）、⑧登記事項証明書、⑨その他知事が必要と認める書類、⑩（※希望する場合のみ）独自返礼品申請書から⑩の独自返礼品申請書については後程、別の担当者からご説明します。 ・応募書類については、本日の資料の登録団体募集要項にも添付しておりますが、くまもと県民交流館パレアのウェブサイトのNPO・ボランティア協働センターのページからもダウンロードすることができます。
7 応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応募の締め切りは8月14日（金曜日）必着となっております。 ・送付先は熊本県庁男女参画・協働推進課ふるさとくまもと応援寄附金係までご郵送ください。 ・なお、持参による提出は、新型コロナウイルス感染症予防の観点より、原則として受付けておりませんのでご了承ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・以上で制度概要及び応募方法についての説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。